令和４年12月15日発行第552号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

12
Dec. 2022
No.552

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2022年
12月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○シリーズ「相続」研修会　第３回
2 ○建設業許可・経営事項審査の電子申請に関する研修会
3 ○自筆証書遺言制度概要研修会
3 申請取次行政書士の動向
4 高齢者等生活サポート項目集
5 デジタルシフト入門
6 支部だより
8 栃木県行政書士会カレンダー（１月）
9 日行連だより
１０ 業務情報
１２ おじゃましま～す！
１３ 支局かわら版（鹿沼）
１４ 研修会のお知らせ
１６ 会員の動き

No. 552

今月の表紙

あしかがフラワーパーク（足利市）

栃木県行政書士会の動き

シリーズ「相続」研修会　第３回

１１月８日（火）１４時から１６時１０分まで行政書士会館２階会議室においてシリーズ「相続」研修会第３回が開催され、会場参加者とＺｏｏｍによる参加者を含めて３９名が受講されました。講師に小山支部の佐藤実会員を招き、「遺言執行者の実務」と「遺産分割協議書の作成」について各種事例等を交えて書類作成上の留意点など詳しく講義していただきました。

遺産分割協議書の作成において、土地・建物の記載は法務局から最新の登記事項証明書を取り記載することや、未登記建物がある場合は市町の固定資産評価証明書の記載を転記する。更に、遺産分割協議書作成後に新たに遺産が発覚した場合の再協議の手間を省くため、条項の最後に「本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は相続人何某が相続する」の文言を入れておくことで、相続事案の長期化を避けるメリットがあることなど解説されました。

また、遺言執行の実務では、受任した場合の開始から完了までの具体的な手順や、遺言執行者が第三者に復委任できる範囲等について解説されました。民法の規定の改正により遺言書の執行に当たっては、令和元年６月３０日以前に作成された遺言書については「やむを得ない事由が無ければ第三者に委任することができない」となっていたが、令和元年７月１日以降に作成された遺言書であれば、遺言執行者は第三者に委任させることができることなど説明していただきました。

テキストも大変分かりやすく丁寧に編集されており、新入会員はもとより実務者にとっても大変ためになる研修となりました。

（市民法務部　髙山伸人）

建設業許可・経営事項審査の電子申請に関する研修会

１１月２４日（木）１３時３０分より行政書士会館において建設業許可・経営事項審査の電子申請に関する研修会が行われました。Ｚｏｏｍによる参加者２６名、会場参加者６名となりました。

講師は、栃木県県土整備部監理課建設業担当主査　関口　嵩様にご講義をいただきました。

研修内容は、令和５年１月から実施されます建設業許可・経営事項審査の電子申請についてです。今回の研修会は１０月１７日に行われた研修会と同じ内容ではありますが、数日前に国土交通省から電子申請システムについてのＹｏｕＴｕｂｅが配信されたということで、おもにその内容について解説いただきました。まだ詳細に決定していない部分等もあり、概略説明という形になりました。電子申請するにはあらかじめ行政書士と申請者の両者がＧビズＩＤを取得してシステム上で受任者であることを設定しなくてはならないなど、ちょっと面倒な部分もありますが、今後は電子申請がメインになっていくものと思われます。電子申請運用開始後も当面の間、疑義が出てくることも想定されます。疑義・質問等はkensetsugyou@pref.tochigi.lg.jpまでお寄せいただければ対応していただけるとのことです。申請者・行政書士が電子申請による不利益を受けることのないように対応していただければと思います。当面、電子申請と並行して、紙での申請も受け付けるそうです。

さまざまな申請において電子申請がメインになってくるものと思われます。今後も定期的にこのような研修会を企画してデジタル化への対応の一助になればと思いますので是非ご参加ください。

（建設環境部　福田雅友）

自筆証書遺言制度概要研修会

１１月２９日（火）１３時３０分より、宇都宮地方法務局供託課　遺言書保管官　佐藤英徳様を講師にお招きいたし、行政書士会館会議室での会場とＺｏｏｍにて研修会を開催いたしました。Ｚｏｏｍでも多数の会員の参加をいただき、自筆証書遺言書保管制度の概要について佐藤様からご講義をいただきました。保管制度についてはご存知の会員も多いこととは思います。

①必ず予約が必要である。②予約枠は一日４枠である。③法務局は、死亡の事実を確認することができ、それゆえ、自筆証書遺言保管制度において死亡時通知が行える。④申請書の作成は司法書士業務であること等についてのお話もあり、有意義な研修会であったと思います。遺言書作成サポート業務は私たちにとって大切な業務であり、正しい知識を基に仕事に取り組んでいく必要がある

ことを感じた研修会でした。市民法務部では今後もこのような研修の機会を作っていきたいと思いますので、会員の皆様のご参加をお待ちしております。

（市民法務部　細見愛子）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１１月）	３名
更新申出（１１月）	１名
退会による減少	２名
有効期限切れによる減少	５名
申請取次行政書士（１１月末現在）	１５３名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１２月２７日（火）　受付日：１月１１日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

申出に関する日行連の研修会や特例措置については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」中央研修所の「申請取次関係研修に関するお知らせ」に掲載されております。

１５．８０５０問題に関連する福祉制度について

若者の引きこもりが長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになります。これは８０代の親と親の年金等で生活する引きこもりの５０代の子の親子関係での問題であることから「８０５０問題」と呼ばれるようになりました。該当している親子の親は高齢により収入が減少している状態であり、様々な理由から外部への相談も難しく、親子で社会から孤立した状態に陥っていることが多くなっています。

この問題の背景には、家族や本人の病気や障害、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立等といった複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。親子共倒れの問題が発生するまで（事件化するまで）ＳＯＳの声を上げられない状況に陥っています。２０４０年頃までは高齢化が進展するといわれており、「９０６０問題」となっていく可能性もあります。

引きこもりへのケアにはまずは引きこもりについての理解が必要です。その後、引きこもりの課題を解決・緩和するためには、親世代には介護保険法等などのサポートを検討する必要がでてきます。また、引きこもりの当事者には引きこもりサポート事業や当事者の年齢に応じて障害者総合支援法及び児童福祉法のサポートが必要となってきます。

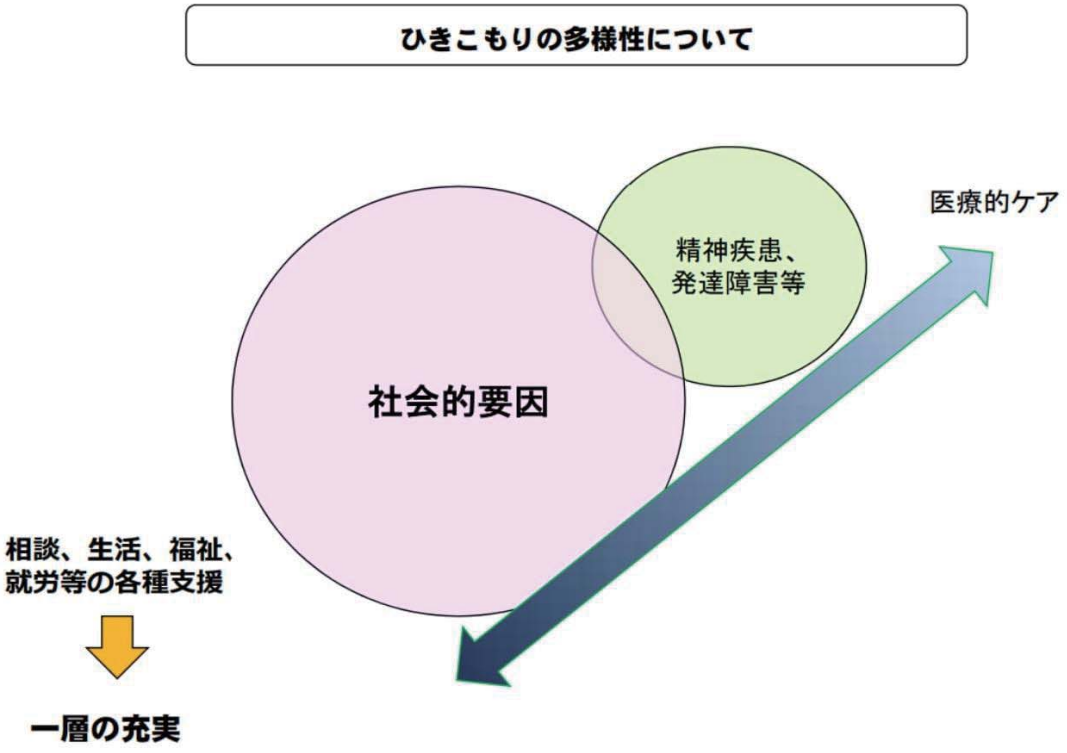

《出典》厚生労働省「社会的孤立に対する施策について～ひきこもり施策を中心に～」

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第３回　グーグルアプリいろいろ

第１回目のブラウザでは、グーグルクローム、２回目のクラウドストレージでは、グーグルドライブについて報告しました。今回も引き続き、グーグル社のいくつかのインターネットサービスをご紹介したいと思います。

Ｇメールアドレスは、グーグルアカウント

グーグル社は、アカウントを取得すると利用できるサービスが非常に多くなります。アカウントは、銀行でいえば、口座番号のようなもの。パスワードは、暗証番号と対比できます。

覚えにくいアカウントですが、グーグルでは便利なことに、Ｇメールアドレスをグーグルアカウントに設定できます。

スマートフォン契約時に“〇〇〇@gmail.com”というメールアドレスを取得した方は多いと思います。これが、グーグルアカウントとなり、グーグルが提供するサービスを利用できるアカウントとして使用できるということです。

ブラウザのグーグルクロームは、グーグルアカウントの管理機能が備わっています。これを利用すると、他社サービスを利用するのに、グーグルアカウントを忘れても“グーグルアカウントで登録する”をクリックするだけで、インターネットサービスを受けられます。

なんだか不思議な“グーグルドキュメント”

グーグルドキュメントは、ブラウザのグーグルクローム上で利用できる文書作成ツールです。ワード文書の読み込みや編集ができます。

特徴は、グーグルドライブに保存されたＰＤＦファイルをグーグルドキュメントで読み込むことができることです。読み込んだファイルを編集後、ワードファイルとして保存できます。これは、画像ファイルでも文字が読み込めるＯＣＲ機能も付いているからです。

さらに翻訳機能により、文書が丸ごと翻訳できます。中国語の文書をスキャンしてＰＤＦファイルで保存して、グーグルドキュメントで読み込み、翻訳機能で文書を丸ごと翻訳できます。手直しは必要ですが、大変助かります。この一連の作業が簡単にしかも無償でできるところが強みです。

これらは、また別の機会に紹介します。

動画の保存にＹｏｕＴｕｂｅ

動画配信サイトのＹｏｕＴｕｂｅもグーグル社のサービスの一つです。

ご自身でＹｏｕＴｕｂｅを開設すれば、容量が大きい動画データを保管することができます。貴重な動画を保管しておけば、データ紛失を心配する必要がありません。保管した動画は、限定メンバーが見ることができる設定もあり、安心です。ありがたいことに、これが全て無料です。

ＹｏｕＴｕｂｅは、パソコンやスマートフォン等、ネット環境があれば、いつでも見ることができます。これもネットサービスのいいところです。

デジタルシフト推進委員会も、デジタル入門研修に合わせて、パソコン操作を説明する動画の作成を開始しました。出来上がった動画は、会員サイトから公開予定です。是非ご覧いただきたいと思います。

デジタルシフト推進委員会では、会員のデジタルスキルアップに寄与したく、研修会を開催しています。

こちらもぜひご参加ください。

（室賀　芳明）

支部だより

【那　須】

那須支部　三市町長訪問

１０月２６日・２８日、行政書士制度広報月間の支部の行事計画により、大田原市、那須塩原市、那須町の三首長を役員が訪問し、行政書士の業務について理解と協力をお願いいたしました。

そのなかで、外国人に係る業務・市町内のコロナの影響と今後の回復・空き家の現状についての意見交換もなされました。

短時間の訪問でしたが、市・町の執行機関と行政書士との相互理解、協力の一環として良い機会でした。

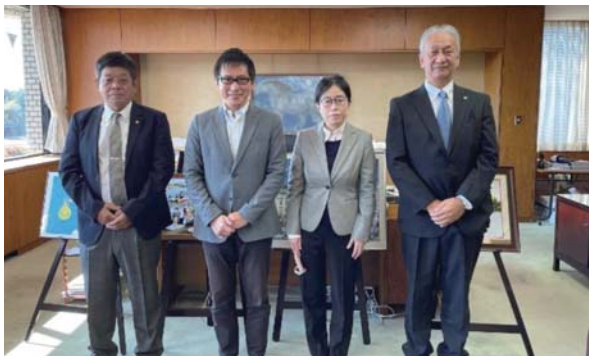

写真上より　大田原市、那須塩原市、那須町訪問

（那須支部　大森修一）

【那　須】

支部研修会開催

１１月２日に公民館を借り那須支部の田渕徹会員に講師を依頼し、「農地転用から開発の基礎」と題して研修会を行いました。令和元年の１１月に開催して以来の集会形式となりました。

土地利用関係の図面作成時に無料で利用可能なソフトウエアや測量機器等の紹介、また基礎的な書類にどういうものがあるかなどこれから土地利用関係の業務を志す会員にとって貴重な研修会となりました。

（那須支部　一戸養子）

【小　山】

行政書士専門相談の実施

１１月１６日（水）午前１０時～１２時まで、小山市役所新庁舎２階相談室にて行政書士専門相談を実施しました。

当日は４名の相談者に専門相談をご利用頂き、対応いたしました。今後も地域社会のため、引き続き実施して参ります。

（支局長　田邉幸樹）

【塩　那】

塩那支部研修旅行の実施について

「イチョウの紅葉が盛りの熊野大社前」

１１月１９日（土）コロナ禍の中でしたが、３年ぶりに大型バスを仕立て、山形県米沢方面へ支部研修旅行を実施しました。参加者全員の協力を得て、バスの乗車時の検温、手の消毒、車内でのマスク着用など感染対策を徹底しました。３年ぶりの実施とあって久々に顔を合わせる会員もおりました。

車中では、業務を進める上での連携や互いの得意分野の話なども聞くことができました。また、新しい会員さんとの交流もあり、大変有意義な時間を過ごすことができました。

今回の研修旅行は、熊野大社ではそれぞれの神様に個々が祈願をし、高畑ワイナリーでの試飲、上杉神社では、甲冑などを見学し、最後に米沢道の駅で特産品を土産に帰路につきました。

今回の特徴は、参加者１６名でうち女性の参加者が半数を上回る９名の方となりました。事務局は、当支部における女性の活躍がますます期待される現状を反映したもので的を得た研修旅行の実施と感じていました。

（支局長　石下辰博）

【宇都宮】

宇都宮支部主催研修会

１１月２２日（火）１３時３０分より、栃木県行政書士会２階会議室において宇都宮支部主催研修会を開催しました。

２０２０年度、２０２１年度の２年間、新型コロナウイルス感染症対策のため支部主催研修会を中止せざるを得ない状況となりましたが、今年度は新たな取り組みとして２部構成とし開催することが出来ました。

第１部には公証人である佐藤孝明先生をお招きして、公証人からみた遺言書の作成方法についてのお話をいただきました。

第２部には経営事項審査でおなじみの株式会社ワイズから荻原隆仁様を講師にお招きして、建設業許可の初歩についてのお話をいただきました。

第１部第２部とも満席となる申込みをいただき、次年度以降も継続できればと思います。

また、新たな取り組みとして、支部研修会後に懇親会を開催しました。今回は、ベテラン会員と共に女性会員や新人会員も多数御参加いただきました。各会員とも、飲食やトークで親交を深め、有意義なひと時を過ごすことができたと感じました。

（宇都宮支部　田村尚枝）

© 高井研一郎

栃木県行政書士会カレンダー（１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
4	水	市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
11	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		広報部会	13:00～	広報部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋)	13:00～16:00	足利支部
12	木	丁種名簿登載説明会	13:30～15:00	運輸交通風営部 封印管理委員会
13	金	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		総務部会	13:30～17:00	総務部
16	月	公正証書遺言研修会	13:30～15:30	市民法務部
		行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
17	火	貨物研修会第３回	13:30～16:00	運輸交通風営部
18	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際部会	10:30～11:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室) （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
		行政書士による相談（於：田沼中央公民館) （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014)	13:30～16:00	佐野支部
19	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
20	金	会計精査	10:00～12:00	財務経理部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室) （予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122)	14:00～16:00	栃木支部
22	日	市民プラザ無料相談会 (於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
24	火	デジタルシフト推進委員会	13:30～16:00	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ委
25	水	申請取次行政書士研修会	13:30～16:00	申請取次委員会
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室) （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室) （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100)	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室) （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826)	14:00～16:00	栃木支部
26	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室) （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887)	10:00～12:00	小山支部
27	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
		外国人在留資格相談会（於：那須塩原市西那須野庁舎１階)	9:00～12:00	那須支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1054	R4.11.4	貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について
1064	R4.11.4	令和４年秋の叙勲受章者のお知らせ
1096	R4.11.18	一般社団法人建設業振興基金の期間契約職員募集について
1107	R4.11.18	新型コロナワクチン接種の推進について
1109	R4.11.18	中央研修所研修サイトＶＯＤ講座「建設業関係業務へのいざない」の登載終了について
1137	R4.11.18	「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」の閣議決定について
1136	R4.11.18	消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について（協力依頼）
1170	R4.11.25	コリンズ・テクリスにおけるＪＡＣＩＣの登録等代行サービス終了について（周知）
1171	R4.11.25	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について（周知）
1197	R4.11.28	資源有効利用促進法政省令の改正について（周知）
1216	R4.11.30	経済安全保障に関する取組みの周知依頼について
1220	R4.11.30	公正証書の作成に係る手続のデジタル化に関するアンケートの実施について（周知）
1229	R4.11.30	権利擁護の取り組みに関するアンケートについて（協力依頼）

事務局よりお知らせ　12/29（木）～1/3（火）は年末年始休暇となります。

よろしくお願いします。

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて
～日行連より～

標記の件について、日行連経由で総務省より周知依頼がありました。

令和４年１月１１日以降、戸籍の附票の記載事項として、従前の「戸籍の表示」「氏名」「住所」および「住所を定めた年月日」に加え、新たに「出生の年月日」および「男女の別」が追加されました。

これにより、戸籍の附票の写しには本人特定事項の全てが記載されることとなり、単独で本人確認書類に該当することになりました。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1242 号】戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて.pdf
別紙　事務連絡.pdf

建設業法施行令の一部を改正する政令について
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より周知依頼がありました。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

［国交省文書］建設業法施行令の一部を改正する政令について.pdf
［参考］【新旧対照表】建設業法施行令の一部を改正する政令.pdf

建設業許可・経営事項審査電子申請システム 説明動画について
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より情報提供がありました。

国土交通省の公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルに「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」【基本編】【操作編】【代理申請編】の説明動画が掲載されており、実際のシステムの画面を交えながら操作方法について解説が行われています。

①建設業許可・経営事項審査電子申請システム　申請者向け【基本編】
https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc
②建設業許可・経営事項審査電子申請システム　申請者向け【操作編】
https://youtu.be/oRipaKjtC7M
③建設業許可・経営事項審査電子申請システム　申請者向け【代理申請編】
https://youtu.be/vuT4T6HTTes

また、栃木県でも下記の特設ページに順次情報をアップしていくとのことですので、ご覧ください。

［栃木県ＨＰ］
ホーム ＞ 産業・しごと ＞ 建設業
＞ （令和５年１月開始）建設業許可等電子申請システムに係る関連情報ページ

なお、電子申請システムに関する県の問い合わせ先などの詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」をご確認ください。

コリンズ・テクリスにおけるJACICの登録等代行サービス終了について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第1170号】コリンズ・テクリスにおけるJACICの登録等代行サービス終了について.pdf
＜別紙１＞【受注企業の皆様】コリンズ・テクリス代行サービスの終了について.pdf
＜別紙２＞コリンズ・テクリス代行サービスの終了について（お知らせ）.pdf

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について（周知）.pdf

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」の閣議決定について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第1137号】「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」の閣議決定について.pdf

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第1054号】貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について.pdf

軽自動車OSSにおける「地方税ダイレクト納付に係る引落口座登録手続」の事前取扱い等の開始について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第1236号】軽自動車OSSにおける「地方税ダイレクト納付に係る引落口座登録手続」の事前取扱い等の開始について.pdf

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、高根沢町で事務所を構え、様々な研修会の講師として、県内はもとより広く県外から依頼があり、多忙を極めているベテランの大戸孝男（税理士）行政書士事務所にお伺いしました。

氏　　名　大戸　孝男（おおと　たかお）
事務所名称　大戸孝男行政書士事務所
所　在　地　塩谷郡高根沢町大字花岡
　　１５３０番地２
入　会　日　平成１６年７月２３日

○行政書士になろうとしたきっかけを伺います

税理士を開業して翌年と思いますが、建設業の許可を取って欲しいとの顧問先が現れました。当初は「何を言っているのだろう、私は税理士の仕事しかできません」とも言えず、その場は回避しました。その後、建設業の顧客が増えた時に出来ません、出来ませんとも言えないな、と考え「そうだ、行政書士に登録しそこで勉強しよう」と思ったのがきっかけになります。

○主な取扱業務を教えてください

行政書士に登録し気付いた事は、その分野の広さにあります。欲に負けてあれもこれも参加しようと思いましたが、現実は厳しく、建設業ですら皆様の協力を得て四苦八苦しながらこなしております。今後も建設業を中心に業務を進めて行くこととしています。

○業務指針には何を掲げていますか

私の税理士業務において、「自利トハ利也ヲイフ」という行動指針があります。

私もそれに従っており、他人の利益があってこそ、自分の利益があると確信しています。

○後進の行政書士に伝えたいこと

行政書士の仕事は多方面にわたるため、どれをメインにするか迷うと思います。

その迷いの中から自分にあった専門分野を探し、この分野の第一人者になるまで研究することが大切だと思います。

○趣味や休日の過ごし方は

これといった趣味はありませんが、しいて言えば「ズンバ」でしょうか。ズンバは南国風のアップテンポな曲に合わせ、体を自由に動かすダンスです。本来激しいダンスなのでしょうが、私は自己流で切り抜けています。

また、私は２．１ｈａの水稲を作付けしているため土日は農作業に追われる日々となっています。

税理士として確定申告の繁忙期が３月１５日で終了すると同時に水田に水が張られます。その後は田植え、水廻り、草刈り、そして９月後半には稲刈りが終わり、同時に私の年間の土日は満たされる事になります。それが私の土日の過ごし方となっています。

塩那支部の仲間として誉であり益々のご活躍を期待しています。

（支局長　石下辰博）

支局かわら版

粟野の絶景とすべり台

鹿沼支部

今回ご紹介するのは、鹿沼市口粟野にある城山公園です。

かつてこの場所には粟野城が存在しており、城自体すでになくなっているものの、山のいたるところに堀切や虎口の跡といった当時を感じることができるものが残っています。

また、この場所は栃木県内にわずか２つしか現存しない防空監視哨（大日本帝国陸軍の、敵機を遠く発見し、防衛司令官に報告する監視哨）跡の内の一つである、口粟野防空監視哨跡でもあり、土木学会選奨土木遺産にも指定されています。

このように、歴史的価値の非常に高い場所ではありますが、ここの魅力はそれだけにとどまりません。

公園の目玉ともいえる城山スカイローラーは、かつて関東一の長さを誇ったすべり台で、なんと全長は１１５メートルもあります。すべり口へ至る道は、階段だけでなくアスレチックコースも存在し、お子様も楽しんで登ることができます。また、すべり口は展望台にもなっており、粟野の町並みを一望することができます。

また、先述の粟野城跡や防空監視哨跡のある頂上へ至るハイキングコースもあり、自然を楽しみながら山登りをすることができます。道中には、かつての城主である斉藤秀隆の墓や、五重の塔などの様々な建造物があり、飽きることなく頂上までの道を楽しむことができます。頂上までは複数のルートが存在し、一度訪れたことがある方でも違うコースを選ぶことで、全く違った景色を楽しむことができます。

また、毎年４月中旬～５月上旬には「あわの城山つつじまつり」が開催され、つつじの咲き誇る景色を楽しみに多くの方が訪れます。今年はつつじのライトアップや、スカイローラーのイルミネーションなどが行われ、普段では見れない景色を楽しむことができました。非接触型のデジタルスタンプラリーなどの時代に合わせたイベントも行われました。

城山公園は様々なかたちで楽しむことができます。

皆様も、鹿沼を訪れる際は、是非立ち寄ってみてください。

（支局長　大塚圭希）

研修詳細

公正証書遺言研修会

市民法務部　主催

○開催日時　令和５年１月１６日（月）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　公正証書遺言について
○講　　師　佐藤　孝明　公証人（宇都宮公証センター所属）
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無料
○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　　（基本先着）
○申込方法　会場受講
ＦＡＸもしくはメール。
補助者を受講させる場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「公正証書遺言研修会申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　１月９日（月）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全３回）　第３回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和５年１月１７日（火）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　例題を用いた実務について
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○講　　師　行政書士　齋藤　貴史
行政書士　柳　　知明
○定　　員　１５名　受講者証を送信します。
○受 講 料　５００円
○締め切り　１月１０日（火）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込
				会員	補助者	
1/16	**公正証書遺言研修会**	無　料	1/9			—
		Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。				
1/17	**貨物自動車運送事業研修会（全3回）第3回**	５００円	1/10			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会　会員専用ページにログイン後、最初に表示されるページの「各種申請様式」から、下記に関する申請の説明と書式がダウンロードできます。

書式の種類	内　　容
補助者に関する申請	補助者の設置廃止時。補助者証の記載内容に変更があるとき。
職務上請求書の購入	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を購入するとき。
申請取次行政書士の申出（新規・更新）	東京出入国在留管理局に申請取次行政書士として申し出るとき。 栃木会書式のみ掲載。日行連書式は日行連ＨＰ「連ｃｏｎ」内。
行政書士登録の変更申請	住所、事務所所在地や電話番号、氏名等に変更があったとき。 職印を作り替えたとき。
行政書士登録の抹消・廃業	行政書士を辞めるとき。 単位会変更のときはこの中の「退会届」が必要になります。
証明書等の交付	栃木県行政書士会の会員であることの証明書、職印証明書、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明書が必要なとき。
会員証等の再交付	会員証、行政書士証票、行政書士登録証をき損、紛失し、再発行するとき。
慶弔災害見舞金支給願い	栃木県行政書士会慶弔災害見舞金規程の第４条から第７条に規定する事項に該当したときの報告書式。
ホームページ・会員名簿掲載取扱業務申込書	栃木県行政書士会のホームページ「栃木県の行政書士をさがす」ページへ絞込み検索、および会員名簿用の取扱業務の登録、変更用の書式。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和４年11月30日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	日　光 塚原　和広	R4.11.15	321-1264	行政書士つかはら事務所 日光市瀬尾548	0288-21-1513	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	渡邉　一憲	R4.11.9	廃　業	宇都宮	本橋　幸男	R4.11.30	廃　業
佐　野	伊勢田和良	R4.11.29	廃　業				

行政書士とちぎ11月号(№551)に掲載した退会者の退会年月日はR4.10.27です。

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	田口　裕行	所在地／電話番号	宇都宮市宝木本町1729／028-680-5628
栃　木	菊池江里香	所在地	小山市雨ヶ谷新田83-47
足　利	石川　正彦	所在地／電話番号	足利市江川町1-14-24／090-3433-6605
宇都宮	坂本　修一	電話番号	028-666-8751

２０２３年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、２０２３年版「行政書士手帳」の販売をしております。
２０２４年３月までの予定表入りですので、これからでもご活用頂けます。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
２．価　　格　1,250円
３．販売方法　事務局にお越し頂ければその場で販売致します。
郵送ご希望であればお電話でお申し付けください(別途送料250円)。
（事務局☎０２８－６３５－１４１１）※売り切れの時はご容赦ください。

編集後記

遠方の山を見ていると紅く色づいたなと思っている間に、茶色に染まり稜線が見えるようになると冬の走りが来ます。自然は敏感に季節の移り変わりを感じ取り、四季を感じさせてくれます。コロナ感染は少し安心すると拡大が始まり気が抜けません。インフルエンザの流行の季節になって来ました。感染症に負けずこの冬を乗り切りたいものです。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　12月号　№552

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.12 令和４年12月15日発行 第552号
栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919